

令和 3 年  
第 4 回八雲町議会定例会  
議 題

開会 令和 3 年 12 月 9 日  
閉会 令和 3 年 月 日

八 雲 町



議案第 1 号

八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例（平成26年八雲町条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 罰則（第53条） 附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録す</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 雑則（第53条）</u></p> <p><u>第5章 罰則（第54条）</u></p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p>

る方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない

い。

(1) 第2項に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

2. 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学

校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～4 略

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 略

校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～4 略

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 略

#### 第4章 雑則

##### (電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下こ

の条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とある



のは「書面等による同意」と、「第4項」  
とあるのは「第6項において準用する第4」  
と、「提供する」とあるのは「得る」  
と、「書面等を交付し、又は提出した」と  
あるのは「書面等による同意を得た」と、  
「記載事項を」とあるのは「同意に関する」  
と、「提供を受ける」とあるのは  
「同意を行う」と、「受けない」とあるの  
は「行わない」と、「交付する」とあるの  
は「得る」と、第3項中「前項各号」とあ  
るのは「第6項において準用する前項各」  
と、第4項中「第2項の」とあるのは  
「第6項において準用する第2項の」と、  
「記載事項を提供しよう」とあるのは「同」  
とあるのは「同意を得ようとする」と、同  
項第1号中「第2項各号」とあるのは「第」  
と、前  
項中「前項」とあるのは「次項において準」  
とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に」  
とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の」  
と読み替えるものとする。

#### 第4章 罰則

第53条 略

#### 第5章 罰則

第54条 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 2 号

八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例

八雲町国民健康保険条例（平成17年八雲町条例第87号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る八雲町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和3年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 3 号

八雲町消防団条例の一部を改正する条例

八雲町消防団条例（平成17年八雲町条例第155号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後																																								
<p>(服務規律)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 招集を受けない場合にあっても<u>水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、服務しなければならない。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 団員の報酬の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が<u>職務遂行のため出勤服務したときは、当該服務につき、又は公務ため旅行したときは、その順路により費用を弁償する。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第13条関係） 報酬額表</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額 100,000</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>" 70,000</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>" 60,000</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>" 50,000</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>" 40,000</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>" <u>33,000</u></td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>" <u>26,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	職区分	報酬の額	団長	年額 100,000	副団長	" 70,000	分団長	" 60,000	副分団長	" 50,000	部長	" 40,000	班長	" <u>33,000</u>	団員	" <u>26,000</u>	<p>(服務規律)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 招集を受けない場合にあっても<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、服務しなければならない。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 団員の報酬は、<u>年額報酬及び出勤報酬とし、報酬の額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が<u>会議に出席し、又は公務のため旅行したときは、その順路により費用を弁償する。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">年額報酬</td> <td>団長</td> <td>年額 100,000</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>" 70,000</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>" 60,000</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>" 50,000</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>" 40,000</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>" <u>37,000</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出勤報酬</td> <td>団員</td> <td>" <u>36,500</u></td> </tr> <tr> <td>災害出勤等</td> <td>日額 8,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の業務（会議を除く。）</td> <td>" 4,000</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	報酬の額	年額報酬	団長	年額 100,000	副団長	" 70,000	分団長	" 60,000	副分団長	" 50,000	部長	" 40,000	班長	" <u>37,000</u>	出勤報酬	団員	" <u>36,500</u>	災害出勤等	日額 8,000		上記以外の業務（会議を除く。）	" 4,000
職区分	報酬の額																																								
団長	年額 100,000																																								
副団長	" 70,000																																								
分団長	" 60,000																																								
副分団長	" 50,000																																								
部長	" 40,000																																								
班長	" <u>33,000</u>																																								
団員	" <u>26,000</u>																																								
種別	区分	報酬の額																																							
年額報酬	団長	年額 100,000																																							
	副団長	" 70,000																																							
	分団長	" 60,000																																							
	副分団長	" 50,000																																							
	部長	" 40,000																																							
	班長	" <u>37,000</u>																																							
出勤報酬	団員	" <u>36,500</u>																																							
	災害出勤等	日額 8,000																																							
	上記以外の業務（会議を除く。）	" 4,000																																							

## 別表第3（第14条関係）

## 費用弁償額表

(単位：円)

区分	費用弁償の額	摘要
災害出動等	4,600	1回につき
上記以外の業務 (会議を除く。)	4,000	1回につき
公務による旅行	略	

## 別表第3（第14条関係）

(単位：円)

区分	費用弁償の額
会議	日額 2,000
公務による旅行	略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 4 号

財産の無償貸付けについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で貸付けすることについて、議会の議決を求める。

1 無償貸付けする財産

【建 物】

種 類	構 造	建築年度	延べ床面積
校 舎 (旧泊川小学校)	鉄筋コンクリート造 2 階建	昭和 63 年度	1,326.00 m <sup>2</sup>
教職員住宅 (X-3)	木造平屋建	平成 3 年度	82.62 m <sup>2</sup>
教職員住宅 (T-2)	木造平屋建	平成 8 年度	65.41 m <sup>2</sup>

2 無償貸付けする相手方

東京都豊島区西池袋 5 丁目 1 番 3 号

リングロー株式会社

代表取締役 碓 敏 之

3 無償貸付けする理由

遊休施設となっている旧泊川小学校の有効活用を図るとともに、当該法人の活動等を通じて少子高齢化対策や雇用創出を含めた様々な面で持続可能な地域づくりの向上にも期待ができるため。

4 無償貸付けする期間

令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日

令和 3 年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔





議案第 5 号

令和 3 年度八雲町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 3 年度八雲町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 191,387 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,890,053 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 町税		2,009,707	△37,639	1,972,068
	2 固定資産税	1,114,909	△37,639	1,077,270
10 地方特例交付金		11,000	37,639	48,639
	新型コロナウイルス 2 感染症対策地方税減 収補填特別交付金	0	37,639	37,639
11 地方交付税		5,112,162	26,017	5,138,179
	1 地方交付税	5,112,162	26,017	5,138,179
15 国庫支出金		1,142,467	113,321	1,255,788
	1 国庫負担金	772,432	4,293	776,725
	2 国庫補助金	364,801	109,028	473,829
16 道支出金		736,045	56,173	792,218
	1 道負担金	433,220	2,567	435,787
	2 道補助金	250,554	53,606	304,160
19 繰入金		3,175,075	△3,824	3,171,251
	1 基金繰入金	3,175,075	△3,824	3,171,251
21 諸収入		409,660	△300	409,360
	5 雑入	95,260	△300	94,960
歳 入 合 計		17,698,666	191,387	17,890,053

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 5,256,396	千円 739	千円 5,257,135
	1 総務管理費	5,141,963	739	5,142,702
3 民生費		2,452,571	112,002	2,564,573
	1 社会福祉費	1,510,668	4,273	1,514,941
	2 児童福祉費	941,903	107,729	1,049,632
4 衛生費		2,809,610	13,232	2,822,842
	1 保健衛生費	2,308,678	13,232	2,321,910
6 農林水産業費		893,901	56,338	950,239
	3 水産業費	280,370	56,338	336,708
7 商工費		443,235	6,900	450,135
	1 商工費	443,235	6,900	450,135
10 教育費		691,367	2,176	693,543
	2 小学校費	145,401	4,623	150,024
	3 中学校費	128,123	2,740	130,863
	4 社会教育費	88,658	△3,655	85,003
	5 保健体育費	285,950	△1,532	284,418
歳 出 合 計		17,698,666	191,387	17,890,053

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 町税	2,009,707	△37,639	1,972,068
10 地方特例交付金	11,000	37,639	48,639
11 地方交付税	5,112,162	26,017	5,138,179
15 国庫支出金	1,142,467	113,321	1,255,788
16 道支出金	736,045	56,173	792,218
19 繰入金	3,175,075	△3,824	3,171,251
21 諸収入	409,660	△300	409,360
歳入合計	17,698,666	191,387	17,890,053

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	5,256,396	739	5,257,135
3 民生費	2,452,571	112,002	2,564,573
4 衛生費	2,809,610	13,232	2,822,842
6 農林水産業費	893,901	56,338	950,239
7 商工費	443,235	6,900	450,135
10 教育費	691,367	2,176	693,543
歳出合計	17,698,666	191,387	17,890,053

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 源 その他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	△300	1,039
108,166	0	0	3,836
9,495	0	0	3,737
53,606	0	0	2,732
△6,961	0	0	13,861
5,188	0	△2,224	△788
169,494	0	△2,524	24,417

2 歳 入  
1 款 町税  
2 項 固定資産税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 固定資産税	1,095,526	△37,639	1,057,887
計	1,114,909	△37,639	1,077,270

1 0 款 地方特例交付金  
2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

	千円	千円	千円
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	37,639	37,639
計	0	37,639	37,639

1 1 款 地方交付税  
1 項 地方交付税

	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,112,162	26,017	5,138,179
計	5,112,162	26,017	5,138,179

1 5 款 国庫支出金  
1 項 国庫負担金

	千円	千円	千円
2 衛生費国庫負担金	89,867	4,293	94,160
計	772,432	4,293	776,725

1 5 款 国庫支出金  
2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	38,523	108,166	146,689
3 衛生費国庫補助金	50,394	2,635	53,029

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	千円 △37,639	現年課税分	千円 △37,639

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	千円 37,639	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	千円 37,639
------------------------------	--------------	----------------------------	--------------

1 地方交付税	千円 26,017	普通交付税	千円 26,017
---------	--------------	-------	--------------

1 保健衛生費負担金	千円 4,293	国民健康保険基盤安定負担金	千円 4,293
------------	-------------	---------------	-------------

2 児童福祉費補助金	千円 108,166	子ども・子育て支援事業費補助金 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 3,009 102,000 2,720 437
1 保健衛生費補助金	2,635	感染症予防事業補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,299 1,336

15 款 国庫支出金  
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 教育費国庫補助金	13,375	5,188	18,563
7 商工費国庫補助金	36,641	△6,961	29,680
計	364,801	109,028	473,829

16 款 道支出金  
1 項 道負担金

	千円	千円	千円
2 衛生費道負担金	67,849	2,567	70,416
計	433,220	2,567	435,787

16 款 道支出金  
2 項 道補助金

	千円	千円	千円
4 農林水産業費道補助金	135,326	53,606	188,932
計	250,554	53,606	304,160

19 款 繰入金  
1 項 基金繰入金

	千円	千円	千円
2 ふるさと応援基金繰入金	2,909,514	△3,824	2,905,690
計	3,175,075	△3,824	3,171,251

21 款 諸収入  
5 項 雑入

	千円	千円	千円
7 雑入	73,359	△300	73,059
計	95,260	△300	94,960



節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 小学校費補助金	3,362	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	3,362
2 中学校費補助金	1,826	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,826
1 商工費補助金	△6,961	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	△6,961

	千円		千円
1 保健衛生費負担金	2,567	国民健康保険基盤安定負担金	2,567

	千円		千円
3 水産業費補助金	53,606	アイヌ農林漁業対策事業補助金	53,606

	千円		千円
1 ふるさと応援基金 繰入金	△3,824	ふるさと応援基金繰入金	△3,824

	千円		千円
5 雑入	△300	新年交礼会事業負担金	△300

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 101,334	千円 739	千円 102,073	千円	千円	千円 △300	千円 1,039
計	5,141,963	739	5,142,702	0	0	△300	1,039

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	千円 65,198	千円 3,836	千円 69,034	千円	千円	千円	千円 3,836
3 高齢者福祉費	427,214	437	427,651	437			
計	1,510,668	4,273	1,514,941	437	0	0	3,836

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 児童措置費	千円 817,274	千円 107,729	千円 925,003	千円 107,729	千円	千円	千円
計	941,903	107,729	1,049,632	107,729	0	0	0

節		説明	
区分	金額		
7 報償費	千円 △173	新年交礼会報償費	千円 △173
10 需用費	1,029	消耗品費 食糧費 庁用燃料費	△35 △593 1,657
11 役務費	△27	各種手数料	△27
13 使用料及び賃借料	△90	各種使用料	△90

11 役務費	千円 36	運搬料	千円 36
19 扶助費	3,800	冬期福祉手当給付費	3,800
27 繰出金	437	介護保険事業特別会計繰出金	437

3 職員手当等	千円 214	時間外勤務手当	千円 214
10 需用費	117	消耗品費 印刷製本費	30 87
11 役務費	338	運搬料 各種手数料	181 157
12 委託料	5,060	システム改修業務等委託料 児童手当システム改修業務委託料	2,051 3,009
19 扶助費	102,000	子育て世帯臨時特別給付金	102,000

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 予防費	千円 222,466	千円 2,750	千円 225,216	千円 1,299	千円	千円	千円 1,451
10 国民健康保険事業費	212,750	10,482	223,232	8,196			2,286
計	2,308,678	13,232	2,321,910	9,495	0	0	3,737

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

4 漁業構造改善事業費	千円 173,691	千円 53,606	千円 227,297	千円 53,606	千円	千円	千円
5 海洋深層水費	9,445	2,732	12,177				2,732
計	280,370	56,338	336,708	53,606	0	0	2,732

7 款 商工費

1 項 商工費

2 商工振興費	千円 304,973	千円 11,000	千円 315,973	千円 △6,961	千円	千円	千円 17,961
3 観光開発費	29,149	△4,100	25,049				△4,100
計	443,235	6,900	450,135	△6,961	0	0	13,861

節		説明	明
区分	金額		
12 委託料	千円 2,750	健康管理システム改修業務委託料	千円 2,750
27 繰出金	10,482	国民健康保険事業特別会計繰出金	10,482

18 負担金補助及び交付金	千円 53,606	アイヌ農林漁業対策事業補助金	千円 53,606
10 需用費	2,732	機械器具等修繕料	2,732

23 投資及び出資金	千円 11,000	平田内川小水力発電会社（仮称）出資金	千円 11,000
		財源内訳の変更 感染症対策支援金支給事業 （国庫支出金から一般財源へ6,961千円変更）	
18 負担金補助及び交付金	△4,100	熊石あわびの里フェスティバル補助金 花火大会事業補助金	△2,500 △1,600

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 111,333	千円 4,623	千円 115,956	千円 3,362	千円	千円	千円 1,261
計	145,401	4,623	150,024	3,362	0	0	1,261

10 款 教育費

3 項 中学校費

1 学校管理費	千円 95,299	千円 2,740	千円 98,039	千円 1,826	千円	千円	千円 914
計	128,123	2,740	130,863	1,826	0	0	914

10 款 教育費

4 項 社会教育費

1 社会教育総務費	千円 12,631	千円 △3,655	千円 8,976	千円	千円	千円 △1,317	千円 △2,338
計	88,658	△3,655	85,003	0	0	△1,317	△2,338

10 款 教育費

5 項 保健体育費

1 保健体育総務費	千円 9,545	千円 △1,532	千円 8,013	千円	千円	千円 △907	千円 △625
計	285,950	△1,532	284,418	0	0	△907	△625

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	千円 1,261	庁用燃料費 自動車燃料費	千円 968 293
17 備品購入費	3,362	校用備品購入費	3,362

10 需用費	千円 914	庁用燃料費 自動車燃料費	千円 644 270
17 備品購入費	1,826	校用備品購入費	1,826

8 旅費	千円 △147	普通旅費	千円 △147
18 負担金補助及び交付金	△3,508	八雲山車行列補助金 八雲町平和学習実行委員会補助金	△2,338 △1,170

18 負担金補助及び交付金	千円 △1,532	八雲町体育協会70周年記念事業補助金 日本ハムファイターズ八雲後援会支援事業補助金	千円 △625 △907

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(286) 238	350,681	860,101	656,809	1,867,591	513,171	2,380,762	
補正前	(286) 238	350,681	860,101	656,595	1,867,377	513,171	2,380,548	
比較				214	214		214	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職員手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	地域手当	期末手当
	補正後	28,842	31,529	87,180	17,818	612	3,771	25,014		236,581
	補正前	28,842	31,529	86,966	17,818	612	3,771	25,014		236,581
	比較			214						
	区分	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当	単身赴任手当	児童手当	合計	
	補正後	174,955	22,811	8,416	1,907	78		17,295	656,809	
	補正前	174,955	22,811	8,416	1,907	78		17,295	656,595	
比較								214		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(6) 238		860,101	587,600	1,447,701	452,098	1,899,799	
補正前	(6) 238		860,101	587,386	1,447,487	452,098	1,899,585	
比較				214	214		214	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職員手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	地域手当	期末手当
	補正後	28,842	31,529	87,180	17,818	612	3,771	25,014		197,839
	補正前	28,842	31,529	86,966	17,818	612	3,771	25,014		197,839
	比較			214						
	区分	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当	単身赴任手当	児童手当	合計	
	補正後	146,399	20,900	8,416	1,907	78		17,295	587,600	
	補正前	146,399	20,900	8,416	1,907	78		17,295	587,386	
比較								214		

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当等	214	その他の増減分	214	ア 会計年度任用職員以外の職員・時間外勤務手当 214 ◎子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る会計年度任用職員以外の職員・時間外勤務手当214



議案第 6 号

令和 3 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険税		483,933	△2,227	481,706
	1 国民健康保険税	483,933	△2,227	481,706
3 道支出金		1,978,023	891	1,978,914
	1 道補助金	1,978,023	891	1,978,914
4 繰入金		284,247	1,336	285,583
	1 他会計繰入金	212,750	10,483	223,233
	2 基金繰入金	71,497	△9,147	62,350
歳入合計		2,748,890	0	2,748,890

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険税	483,933	△2,227	481,706
3 道支出金	1,978,023	891	1,978,914
4 繰入金	284,247	1,336	285,583
歳入合計	2,748,890	0	2,748,890

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般被保険者国民健康保険税	483,836	△2,227	481,609
計	483,933	△2,227	481,706

3 款 道支出金

1 項 道補助金

	千円	千円	千円
1 保険給付費等交付金	1,978,023	891	1,978,914
計	1,978,023	891	1,978,914

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	212,750	10,483	223,233
計	212,750	10,483	223,233

4 款 繰入金

2 項 基金繰入金

	千円	千円	千円
1 国民健康保険事業基金繰入金	71,497	△9,147	62,350
計	71,497	△9,147	62,350

節		説明	
区分	金額		
1 医療給付費分現年課税分	千円 △1,492	医療給付費分現年課税分	千円 △1,492
2 後期高齢者支援金分現年課税分	△490	後期高齢者支援金分現年課税分	△490
3 介護納付金分現年課税分	△245	介護納付金分現年課税分	△245

2 保険給付費等特別交付金	千円 891	特別調整交付金	千円 891

1 保険基盤安定繰入金軽減分	千円 561	保険基盤安定繰入金（軽減分）	千円 561
2 保険基盤安定繰入金支援分	8,586	保険基盤安定繰入金（支援分）	8,586
6 その他一般会計繰入金	1,336	その他一般会計繰入金	1,336

1 国民健康保険事業基金繰入金	千円 △9,147	国民健康保険事業基金繰入金	千円 △9,147



議案第 7 号

令和 3 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		千円 295,240	千円 △726	千円 294,514
	1 介護保険料	295,240	△726	294,514
4 国庫支出金		470,287	136	470,423
	2 国庫補助金	171,959	136	172,095
8 繰入金		374,385	590	374,975
	1 一般会計繰入金	319,966	437	320,403
	2 基金繰入金	54,419	153	54,572
歳 入 合 計		1,909,538	0	1,909,538



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（保険事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	295,240	△726	294,514
4 国庫支出金	470,287	136	470,423
8 繰入金	374,385	590	374,975
歳入合計	1,909,538	0	1,909,538

2 歳 入 (保険事業勘定)

1 款 保険料

1 項 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料	295,240	△726	294,514
計	295,240	△726	294,514

4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
1 調整交付金	137,043	136	137,179
計	171,959	136	172,095

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

	千円	千円	千円
5 その他一般会計繰入金	59,610	437	60,047
計	319,966	437	320,403

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	54,419	153	54,572
計	54,419	153	54,572

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	千円 △726	現年度分	千円 △726

1 現年度分調整交付金	千円 136	現年度分	千円 136

3 その他繰入金	千円 437	その他繰入金	千円 437

1 介護給付費準備基金繰入金	千円 153	介護給付費準備基金繰入金	千円 153



議案第 8 号

令和 3 年度八雲町病院事業会計補正予算 (第 4 号)

(総則)

第 1 条 令和 3 年度八雲町の病院事業会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	7,492,533 千円	97,454 千円	7,589,987 千円
第 3 項 総合病院医業外収益	1,772,433 千円	13,531 千円	1,785,964 千円
第 4 項 国保病院医業外収益	128,410 千円	83,923 千円	212,333 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	6,944,426 千円	1,381 千円	6,945,807 千円
第 2 項 国保病院医業費用	1,018,557 千円	1,381 千円	1,019,938 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、国保病院の資本的収入額が資本的支出額に不足する額「9,790千円」を「9,871千円」に、過年度分損益勘定留保資金「9,757千円」を「9,838千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	898,210 千円	4,567 千円	902,777 千円
第 7 項 国保病院補助金	1,680 千円	4,567 千円	6,247 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,214,966 千円	4,648 千円	1,219,614 千円
第 2 項 国保病院建設改良費	94,199 千円	4,648 千円	98,847 千円

令和 3 年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



令和3年度 八雲町病院事業（総合病院）会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明	
						区分	金額		
1. 病院事業 収 益			6,462,576	13,531	6,476,107				
	3. 総合病院 医業外収益		1,772,433	13,531	1,785,964				
		4. 補助金		909,366	13,531	922,897	国庫補助金	4,600	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 4,600
							道補助金	8,931	感染症医療提供体制整備事業（入院医療機関設備整備事業）補助金 1,077 発熱者等診療・検査医療機関等設備整備事業補助金 649 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金 7,205
収 入 合 計			6,462,576	13,531	6,476,107				

令和3年度 八雲町病院事業（国保病院）会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業 収 益			1,029,957	83,923	1,113,880			
	4. 国保病院 医業外収益		128,410	83,923	212,333			
		7. 補助金	2	83,923	83,925	国庫補助金	4,177	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 4,177
						道補助金	79,746	感染症病床確保促進事業費補助金 75,088 感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費補助金 338 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金 4,320
収 入 合 計			1,029,957	83,923	1,113,880			

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明	
						区分	金額		
1. 病院事業 費 用			1,047,729	1,381	1,049,110				
	2. 国保病院 医業費用		1,018,557	1,381	1,019,938				
		2. 材料費	265,079	263	265,342	医療消耗備品費	263	診療用具費	
		3. 経 費		145,761	1,118	146,879	消耗品費	707	診療用消耗器材費
							消耗備品費	205	器械器具費
							修繕費	206	施設設備修繕費
費 用 合 計			1,047,729	1,381	1,049,110				



## 資 本 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資 本 的 収 入			113,339	4,567	117,906			
	7. 国 保 病 院 補 助 金		1,680	4,567	6,247			
		1. 補 助 金	1,680	4,567	6,247	国庫補助金	1,023	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 1,023
					道補助金	3,544	感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費補助金 3,544	
収 入 合 計			113,339	4,567	117,906			

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資 本 的 支 出			123,129	4,648	127,777			
	2. 国 保 病 院 建 設 改 良 費		94,199	4,648	98,847			
		2. 固 定 資 産 購 入 費	32,632	4,648	37,280	備品購入費	4,648	医療器械器具等備品購入費
支 出 合 計			123,129	4,648	127,777			

令和3年度八雲町病院事業(総合病院)会計  
 予定キャッシュ・フロー計算書  
 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金 額
<b>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
当年度純損益	292,645
減価償却費	352,399
固定資産除却額	4,895
長期前払消費税額償却	17,973
医療従事者奨学資金返還債務の免除	3,600
貸倒引当金の増減額	200
賞与引当金の増減額	958
法定福利費引当金の増減額	848
退職給与引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 47,489
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息	27,101
未収金の増減額(△は増加)	△ 485,098
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 6,437
未払金の増減額(△は減少)	26,538
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 7,516
小 計	180,616
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 27,101
業務活動によるキャッシュ・フロー	153,516
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△ 623,218
無形固定資産の取得による支出	0
奨学資金等の貸付による支出	△ 15,600
奨学資金等の返還による収入	360
補助金等収入	469,593
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 168,865
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入れによる収入	237,700
長期借入金の返済による支出	△ 424,578
一般会計からの出資金による収入	177,878
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,000
<b>4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</b>	△ 24,349
<b>5 現金及び現金同等物の期首残高</b>	1,062,138
<b>6 現金及び現金同等物の期末残高</b>	1,037,789

# 令和3年度 八雲町病院事業(総合病院) 会計予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部	
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		105,372
ロ	建 物	8,099,493	
	同上減価償却累計額	<u>△2,453,177</u>	5,646,316
ハ	構 築 物	370,745	
	同上減価償却累計額	<u>△271,396</u>	99,349
ニ	器 械 器 具 備 品	2,544,203	
	同上減価償却累計額	<u>△1,995,673</u>	548,530
ホ	車 両	32,897	
	同上減価償却累計額	<u>△25,561</u>	7,336
ヘ	建設仮勘定		0
	有形固定資産合計		<u>6,406,903</u>
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	電 話 加 入 権		1,552
	無形固定資産合計		<u>1,552</u>
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ	長 期 貸 付 金		109,185
ロ	長期貸付金貸倒引当金		
ハ	長 期 前 払 消 費 税		67,200
	投資合計		<u>176,385</u>
	固定資産合計		<u>6,584,840</u>
2 流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		1,037,789
(2)	未 収 金		1,073,813
(3)	未収金貸倒引当金		△2,909
(4)	貯 蔵 品		39,284
(5)	そ の 他 流 動 資 産		0
	流動資産合計		<u>2,147,977</u>
	資 産 合 計		<u><u>8,732,817</u></u>

(単位：千円)

## 負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,657,430		
ロ その他企業債	802,571		
企業債合計		5,460,001	
(2) 引当金			
イ 退職給与引当金	399,657		
引当金合計		399,657	
(3) その他固定負債		3,000	
固定負債合計			5,862,658
4 流動負債			
(1) 一時借入金			
(2) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	360,278		
ロ その他企業債	130,359		
企業債合計		490,637	
(3) 未払金		203,688	
(4) 引当金			
イ 退職給与引当金			
ロ 賞与引当金	149,806		
ハ 法定福利費引当金	29,516		
引当金合計		179,322	
(5) その他流動負債		45,390	
流動負債合計			919,037
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 補助金	2,021,469		
ロ 受贈財産評価額	5,124		
長期前受金合計		2,026,593	
(2) 長期前受金収益化累計額			
イ 補助金	△437,198		
ロ 受贈財産評価額	△3,067		
長期前受金収益化累計額合計		△440,265	
繰延収益合計			1,586,328
負債合計			8,368,023
6 資本金			5,681,263
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金	1,066,120		
ロ 寄附金	8,444		
ハ その他資本剰余金	18,876		
資本剰余金合計		1,093,440	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度末処理欠損金	6,409,909		
未処理欠損金合計		6,409,909	
剰余金合計			△5,316,469
資本合計			364,794
負債資本合計			8,732,817

令和3年度八雲町病院事業(国保病院)会計

予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

区 分	(単位：千円) 金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	48,716
減価償却費	39,138
固定資産除却額	374
長期前払消費税額償却	636
医療従事者奨学金返還債務の免除	0
貸倒引当金の増減額	△ 34
賞与引当金の増減額	1,050
法定福利費引当金の増減額	160
退職給与引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 10,457
受取利息及び受取配当金	△ 10
支払利息	2,916
未収金の増減額(△は増加)	△ 10,631
たな卸資産の増減額(△は増加)	6
未払金の増減額(△は減少)	13,852
その他流動負債の増減額(△は減少)	593
小 計	86,309
利息及び配当金の受取額	10
利息の支払額	△ 2,916
業務活動によるキャッシュ・フロー	83,403
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 95,171
無形固定資産の取得による支出	0
奨学資金等の貸付による支出	△ 4,080
奨学資金等の返還による収入	0
補助金等収入	10,537
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 88,714
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入れによる収入	86,400
長期借入金の返済による支出	△ 23,770
一般会計からの出資による収入	25,260
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	87,890
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	82,579
5 現金及び現金同等物の期首残高	179,153
6 現金及び現金同等物の期末残高	261,732

# 令和3年度 八雲町病院事業(国保病院)会計予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：千円)

## 資 産 の 部

### 1 固 定 資 産

#### (1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		29,115	
ロ 建 物	992,020		
同上減価償却累計額	<u>△710,538</u>	281,482	
ハ 構 築 物	38,629		
同上減価償却累計額	<u>△35,804</u>	2,825	
ニ 器 械 器 具 備 品	346,128		
同上減価償却累計額	<u>△278,433</u>	67,695	
ホ 車 両	3,873		
同上減価償却累計額	<u>△2,894</u>	979	
ヘ 建 設 仮 勘 定		91,217	
有形固定資産合計			473,313

#### (2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		205	
無形固定資産合計			205

#### (3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 長 期 貸 付 金		4,080	
ロ 長 期 貸 付 金 貸 倒 引 当 金			
ハ 長 期 前 払 消 費 税		4,926	
投資合計			9,006

#### 固 定 資 産 合 計

482,524

### 2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	261,732	
(2) 未 収 金	121,929	
(3) 未 収 金 貸 倒 引 当 金		
(4) 貯 蔵 品	13,041	

#### (5) そ の 他 流 動 資 産

流動資産合計		396,702
資産合計		<u>879,226</u>

(単位：千円)

## 負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	282,435		
ロ その他企業債			
企業債合計		282,435	
(2) 引当金			
イ 退職給与引当金	31,990		
引当金合計		31,990	
(3) その他固定負債			
固定負債合計			314,425
4 流動負債			
(1) 一時借入金			
(2) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	22,885		
ロ その他企業債			
企業債合計		22,885	
(3) 未払金		69,799	
(4) 引当金			
イ 退職給与引当金			
ロ 賞与引当金	25,029		
ハ 法定福利費引当金	5,326		
引当金合計		30,355	
(5) その他流動負債		2,371	
流動負債合計			125,410
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 補助金	183,094		
ロ 受贈財産評価額	170		
長期前受金合計		183,264	
(2) 長期前受金収益化累計額			
イ 補助金	△ 127,040		
ロ 受贈財産評価額	△ 161		
長期前受金収益化累計額合計		△ 127,201	
繰延収益合計			56,063
負債合計			495,898

## 資本の部

6 資本金			1,014,375
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金			
ロ 寄附金			
ハ その他資本剰余金			
資本剰余金合計			
(2) 利益剰余金			
イ 当年度末処理欠損金	631,047		
未処理欠損金合計		631,047	
剰余金合計			△ 631,047
資本合計			383,328
負債資本合計			879,226

